

令和元年 No.14

○国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則の一部を改正する規則

改正理由

幼児教育無償化の実施に当たり、子ども・子育て支援法が一部改正されたこと及び高等学校等の授業料の収納方法等について実態に即して整理することに伴い、所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和元年11月5日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

令和元年規則第4号

国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則（平成16年規則第32号）の一部について、別紙新旧対象表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則の一部改正について

改正理由：幼児教育無償化の実施に当たり、子ども・子育て支援法が一部改正されたこと及び高等学校等の授業料の収納方法等について実態に即して整理することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(学生納付金)</p> <p>第2条 本学において、収納する学生納付金は、以下の各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 授業料（附属幼稚園（附属特別支援学校の幼稚部を含む。）にあつては、保育料。以下同じ。）</p> <p>(2) 入学料（附属幼稚園にあつては、入園料。以下同じ。）</p> <p>(3) 検定料</p> <p>(4) 寄宿料</p> <p>2 前項第1号、第2号及び第3号に掲げる学生納付金の額は、別表1のとおりとする。</p> <p>3～5 [省略]</p> <p>(授業料の収納方法)</p> <p>第3条 授業料の収納は、各年度に係る授業料について、春学期及び秋学期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において収納する額は、年額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>2 前項の授業料は、春学期にあつては4月、秋学期にあつては10月に収納するものとする。<u>ただし、高等学校等就学支援金の受給対象外の者は、11月に収納するものとする。</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、学生又は生徒の申出があつたときは、春学期に係る授業料を収納するときに、当該年度の秋学期に係る授業料を併せて収納するものとする。</p> <p>4 入学年度の春学期又は春学期及び秋学期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があつたときは、入学を許可するときに収納するものとする。</p> <p>(高等学校等就学支援金の受給権者に係る授業料)</p> <p>第3条の2 前条の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金（<u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律</u>（平成22年法律第18号。以下「法律」という。）第1条に規</p>	<p>[省略]</p> <p>(学生納付金)</p> <p>第2条 本学において、収納する学生納付金は、以下の各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 授業料（附属幼稚園（附属特別支援学校の幼稚部を含む。）にあつては、保育料。以下同じ。）</p> <p>(2) 入学料（附属幼稚園にあつては、入園料。以下同じ。）</p> <p>(3) 検定料</p> <p>(4) 寄宿料</p> <p>2 前項第1号、第2号及び第3号に掲げる学生納付金の額は、別表1のとおりとする。</p> <p>3～5 [省略]</p> <p>(授業料の収納方法)</p> <p>第3条 授業料の収納は、各年度に係る授業料について、春学期及び秋学期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において収納する額は、年額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>2 前項の授業料は、春学期にあつては4月、秋学期にあつては10月に収納するものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、学生又は生徒の申出があつたときは、春学期に係る授業料を収納するときに、当該年度の秋学期に係る授業料を併せて収納するものとする。</p> <p>4 入学年度の春学期又は春学期及び秋学期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があつたときは、入学を許可するときに収納するものとする。</p> <p>(高等学校等就学支援金の受給権者に係る授業料)</p> <p>第3条の2 前条の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金（<u>公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律</u>（平成22年法律第18</p>

定するものをいう。)の受給権者(法律第4条に規定する受給資格認定者をいう。以下同じ。)である者に係る授業料は、別表に定める授業料(年額)の12分の1に相当する額に、受給権者が月の初日に在学する月数を乗じて得た額とする。

2 前項の収納については、学長が高等学校等就学支援金を受給権者に代わって受領することをもって充てる。

3 第1項の受給権者であった者が、法律第3条第2項の規定により就学支援金の支給を受ける事由が消滅した場合は、それ以降の期間に係る授業料について収納するものとする。

4 前項の規定に該当する者から申出があったときは、各期に係る授業料を収納するときに、当該年度のその他の期に係る授業料を併せて収納するものとする。

(就学支援金申請者に係る授業料の返還)

第3条の3 法律第4条の認定申請を行わず、第3条の規定により授業料を納付した者が、期中途に認定申請を行い就学支援金が支給されることとなった場合は、支給対象月分の授業料を返還する。

[省略]

(退学等の場合における授業料の額及び収納方法)

第7条 秋学期の収納の時期前に退学する者から収納する授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の受給権者である者が退学する場合、附属幼稚園等の児童が退園する場合及び附属特別支援学校幼稚部の児童が退学する場合に収納する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に、退学又は退園する日の属する月までの月数を乗じた額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の受給対象外の者が、第3条第2項ただし書きに規定する収納の時期前に退学する場合に収納する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に、退学する日の属する月までの月数を乗じた額とする。

4 第1項及び前項の場合における授業料は、大学の指定する日までに収納するものとする。

号。以下「法律」という。)第1条に規定するものをいう。)の受給権者(法律第5条及び第6条に規定する受給資格認定者をいう。以下同じ。)である者に係る授業料は、別表に定める授業料(年額)の12分の1に相当する額に、受給権者が月の初日に在学する月数を乗じて得た額とする。

2 前項の収納については、学長が高等学校等就学支援金を受給権者に代わって受領することをもって充てる。

3 高等学校等の授業料は、各期の属する月に収納するものとする。

4 第1項の受給権者であった者が、法律第4条第2項の規定により就学支援金の支給を受ける事由が消滅した場合は、それ以降の期間に係る授業料について収納するものとする。

5 前項の規定に該当する者から申出があったときは、各期に係る授業料を収納するときに、当該年度のその他の期に係る授業料を併せて収納するものとする。

[省略]

(退学の場合における授業料の額)

第7条 秋学期の収納の時期前に退学する者から収納する授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。

2 高等学校等の生徒が退学する場合は、授業料の年額の12分の1に相当する額に、退学する日の属する月までの月数を乗じた額とする。

〔省略〕

別 表 1 (第 2 条第 2 項関係)

区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
〔省略〕			
附属幼稚園	73,200 円	<u>31,200 円</u>	1,600 円
〔省略〕			

〔省略〕

附 則

この規則は、令和元年11月5日から施行し、令和元年10月1日から適用する。ただし、第3条の2の改正規定は、平成26年4月1日から適用する。

〔省略〕

別 表 1 (第 2 条第 2 項関係)

区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
〔省略〕			
附属幼稚園	73,200 円	<u>31,300 円</u>	1,600 円
〔省略〕			

〔省略〕